

岩手県監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月10日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
政策企画部政策企画課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
政策企画部秘書課	〃	〃
総務部総務室	〃	〃
総務部人事課	〃	〃
総務部行政経営推進課	〃	〃
総務部税務課	〃	〃
総務部管財課	〃	〃
総務部総務事務センター	〃	〃
復興防災部復興危機管理室	〃	〃
復興防災部防災課	〃	〃
復興防災部消防安全課	〃	〃
ふるさと振興部ふるさと振興企画室	〃	〃
ふるさと振興部市町村課	〃	〃
ふるさと振興部学事振興課	〃	〃
ふるさと振興部調査統計課	〃	〃
ふるさと振興部地域振興室	〃	〃
ふるさと振興部県北・沿岸振興室	〃	〃
ふるさと振興部国際室	〃	〃
ふるさと振興部交通政策室	〃	〃
ふるさと振興部科学・情報政策室	〃	〃
文化スポーツ部文化スポーツ企画室	〃	〃
環境生活部環境生活企画室	〃	〃
環境生活部資源循環推進課	〃	〃
環境生活部県民くらしの安全課	〃	〃

環境生活部若者女性協働推進室	〃	〃
保健福祉部保健福祉企画室	〃	〃
保健福祉部健康国保課	〃	〃
保健福祉部地域福祉課	〃	〃
保健福祉部長寿社会課	〃	〃
保健福祉部障がい保健福祉課	〃	〃
商工労働観光部商工企画室	〃	〃
商工労働観光部経営支援課	〃	〃
商工労働観光部産業経済交流課	〃	〃
商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	〃	〃
商工労働観光部観光・プロモーション室	〃	〃
農林水産部農林水産企画室	〃	〃
農林水産部流通課	〃	〃
農林水産部畜産課	〃	〃
農林水産部林業振興課	〃	〃
農林水産部森林整備課	〃	〃
農林水産部水産振興課	〃	〃
農林水産部漁港漁村課	〃	〃
農林水産部競馬改革推進室	〃	〃
県土整備部県土整備企画室	〃	〃
県土整備部道路建設課	〃	〃
県土整備部道路環境課	〃	〃
県土整備部河川課	〃	〃
I L C 推進局	〃	〃
出納局	〃	〃
県南広域振興局県税部	〃	〃
県南広域振興局県税部花巻県税センター	〃	〃
県南広域振興局県税部一関県税センター	〃	〃
岩手県先端科学技術研究センター	〃	〃
大船渡農業改良普及センター	〃	〃
岩手県議会事務局	〃	〃
岩手県教育委員会事務局教育企画室	〃	〃
岩手県教育委員会事務局学校教育室	〃	〃
岩手県教育委員会事務局保健体育課	〃	〃
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	〃	〃
岩手県選挙管理委員会事務局	〃	〃
岩手県警察本部	〃	〃
岩手県収用委員会事務局	〃	〃
岩手海区漁業調整委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の

対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 総務部人事課 負担金の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが1件、116,820円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 復興防災部復興危機管理室 ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、429,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 復興防災部防災課 ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、308,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) ふるさと振興部交通政策室 赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、122,670円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 環境生活部若者女性協働推進室 行政財産貸付料の徴収に当たり、調定を行っていないものが1件、11,159円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 商工労働観光部商工企画室 委託事業の契約に当たり、随意契約によることができる要件に該当しないにもかかわらず、随意契約により契約を締結しているものが1件、2,191,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (7) 商工労働観光部産業経済交流課 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,100,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (8) 商工労働観光部観光・プロモーション室 行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが1件、59,086円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (9) 岩手県先端科学技術研究センター 行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが5件、312,039円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

岩手県監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月10日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

補助金交付事務の執行に当たり、執行管理体制に不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、補助金交付事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。